

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処  
会計科長 橋村 泰夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
2ME91HY00080		2MG71AM8530 0001				14	
品名 または 件名							
貯油タンク埋設配管等点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
早来分屯地				営繕班（早来）			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
営繕班（早来）高橋技官・261				令和5年3月31日（金）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

安平弾薬支処 会計科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
 入札日時場所：令和4年10月18日（火）11時00分 安平弾薬支処 教場

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### (3) 入札の無効

- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印が判別し難い入札又は押印省略した場合の責任者等の記載がない入札
- エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札
- オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載

### (4) 契約書作成の要否

契約書を作成する。

(5) 落札決定方式

- ア 本要項第7項第1号に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) その他

- ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。
- カ 郵便による入札を行う場合、安平弾薬支処会計科（担当：橋村）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書（入札件名を記入）」在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項（2）同様の資格審査結果通知書（写）を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、入札日前日（休日の場合はその前日）17時までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。（メール便可）
- キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
- ク 入札に関する事項の問合せ先  
陸上自衛隊 安平駐屯地 安平弾薬支処会計科（担当：橋村）  
TEL 0145-23-2231（内290）  
FAX 0145-23-2233
- ケ 仕様書に関する事項の問合せ先  
陸上自衛隊 早来分屯地 早来燃料支処総務科 営繕班（担当：高橋）  
TEL 0145-22-2505（内261）

(7) 公告掲示場所及び期間

- ア 掲示場所：安平、札幌、真駒内、東千歳、北千歳、南恵庭、島松各駐屯地、札幌・千歳・苫小牧・恵庭各商工会議所、安平町商工会  
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- イ 掲示期間：令和4年9月30日～令和4年10月18日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等





- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長又は契約担当官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

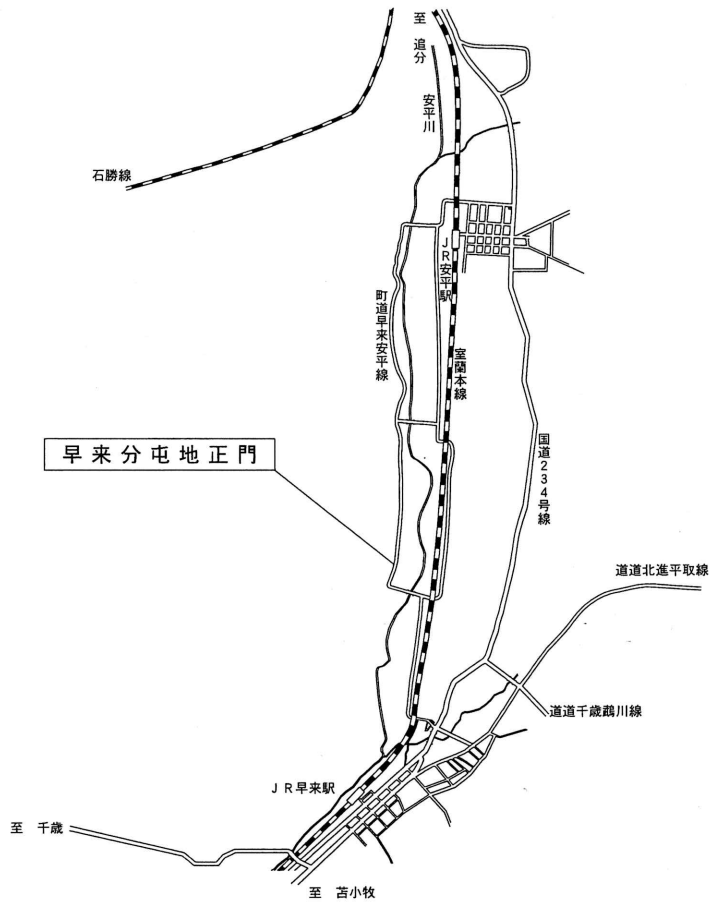
# 仕 様 書

仕様書番号  
第 14 号

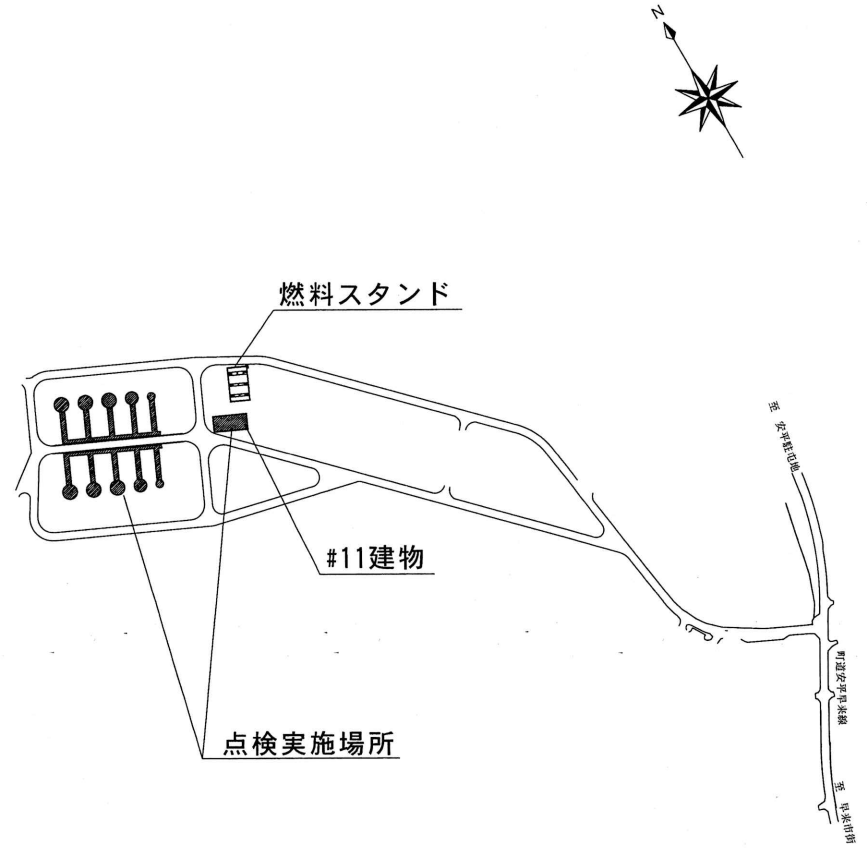
- 1 役 務 名： 貯油タンク埋設配管等点検役務
- 2 適用範囲： 本仕様書は、陸上自衛隊早来分屯地構内において実施される「貯油タンク埋設配管等点検役務」について必要な事項を規程する。
- 3 役務場所： 勇払郡安平町東早来 陸上自衛隊早来分屯地構内
- 4 役務概要： 消防法等関係法令に基づき、埋設配管等の漏洩の有無を確認する。  
貯油タンク埋設配管：10系統  
燃料地下タンク及び埋設配管：1個所
- 5 法令等の遵守  
契約業者は、本仕様書に規程するほか関係法令・規則・条例及び部隊側の定めた規則を遵守すること。
- 6 契約業者の技能  
契約業者は地下タンク、地下埋設配管定期点検事業者認定及び全国危険物安全協会講習修了者で、本役務を完全に遂行出来る技能を具備するものとする。
- 7 実施要領
  - (1) 点検方法  
本役務は、原則として「ガス加圧法」により実施するものとし、これによりがたい場合は監督官と協議のうえ決定するものとする。
  - (2) 点検の準備と手順  
ア 契約業者は、危険物仮取扱に関する事項を熟知するものとし、役務に際して事前に危険物仮取扱承認申請書により所轄消防の承認を得ること。また、この際発生する申請手数料は、全て契約業者の負担とする。  
イ 契約業者は、点検対象配管内の残油をすべて抜き取り、空の状態とする。  
また、抜き取った油については官側に返納するものとする。  
ウ 開口部をバルブ、閉止フランジ等で閉鎖し、点検範囲を密閉すること。この際、加圧状態を十分に維持確保できる強度を有すること。  
エ 次の計測器を取り付ける。  
(ア) 圧力計（圧力自動記録計）：最小目盛が試験圧力の1%以下であり、これを読み取り記録できる精度のもの。  
(イ) 温度計：試験圧力に十分耐えられるもので最小目盛1℃以下の表示式又は記録式のもの。  
(ウ) 加圧装置：窒素ガスのポンプ及び圧力調整装置  
(エ) 使用ガス：窒素ガスを加圧媒体とする。
  - (3) 加圧の方法  
ア 圧力計を監視しながら加圧装置により徐々に試験圧力まで加圧し、この状態で30分以上の圧力変動を計測する。この際、圧力は必ずゼロの状態から記録を開始し、加圧状態の全体を把握する。

- イ 試験前後の気温及びその間の気象変化を記録すること。また、気象変化の激しいときは試験を実施しない。
- (4) 判定等  
ア 加圧中に露出している配管継手等に石鹼水等を塗布し、漏洩の有無を目視により確認する。  
イ 加圧後15分間の静置時間を置いて、その後15分間の変化により判定する。この場合、圧力降下が試験圧の2%以内であれば「異状なし」とする。
- (5) 安全対策  
ア 試験に際しては、配管点検範囲の密閉を確認して窒素ガスの注入を行い加圧を開始する。  
イ 加圧装置が万一不調になった場合でも、過大な圧力が加わらないよう試験中は常時圧力を監視し、加圧装置から離れてはならない。  
ウ 試験後、配管内圧力が0になるようガスの抜き取りを行うものとする。  
エ 閉鎖部の閉止フランジ等は圧力指示度が0であることを確認してから開放するものとする。
- 8 安全管理  
(1) 契約業者は本点検役務において、防火、危害予防等の安全管理を合規適正且つ万全に行うものとする。  
(2) 本点検役務が原因となって発生した事故は契約業者の責任とし、部隊側に損害を与えた場合は、直ちに現状に回復又は補修の義務を負うものとする。
- 9 検査・監督  
(1) 本仕様書に基づく点検役務は、監督官立会のうえ実施するものとする。  
(2) 役務の完了は、「地下タンク等定期点検実施結果報告書（2部）」の提出をもって完了とする。
- 10 その他  
(1) 本役務で撮影する写真は、役務の着手前、完成後及び隠ぺいとなる箇所、その他監督官の指示する役務写真を整理（A4縦サイズ）して提出する。  
(2) 本役務に必要な資器材は、すべて契約業者の負担とする。  
(3) 本役務に使用する機材・工具等はすべて防爆性又は非磁性のもので、使用前に監督官の承認を得ること。  
(4) 作業時、部品等の交換の必要性が生じた場合、軽微なものについては本役務に含むものとする。また、役務完了時には取り外したフランジ等は全て復旧し、シートパッキン類は全て新品とする。  
(5) 本役務により発生した廃棄物については、契約業者側において、関係法令等に基づき適切に処分するものとする。  
(6) 本仕様書の内容に相違又は疑義を生じた場合には、すべて監督官と協議し、監督官の指示により行うこと。但し、契約金額及び工期の変更は行わない。

件 名	貯油タンク埋設配管等点検役務				図 番	1 / 4
図面種別	仕 様 書				縮 尺	
支 処 長	総務科長	補給科長	営繕班長	営繕専門官		設 計
						
陸上自衛隊 早来燃料支処 総務科 営繕班					令和 4 年 9 月 6 日	



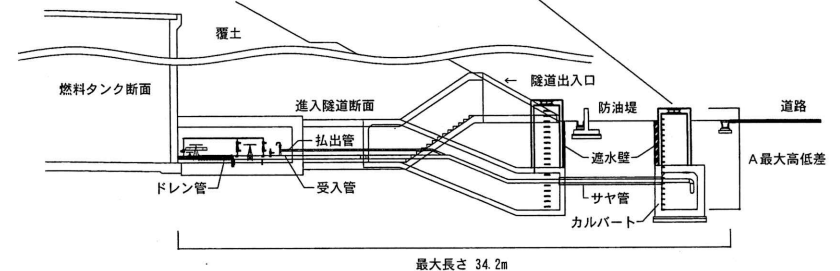
案内図 S = 1/50,000



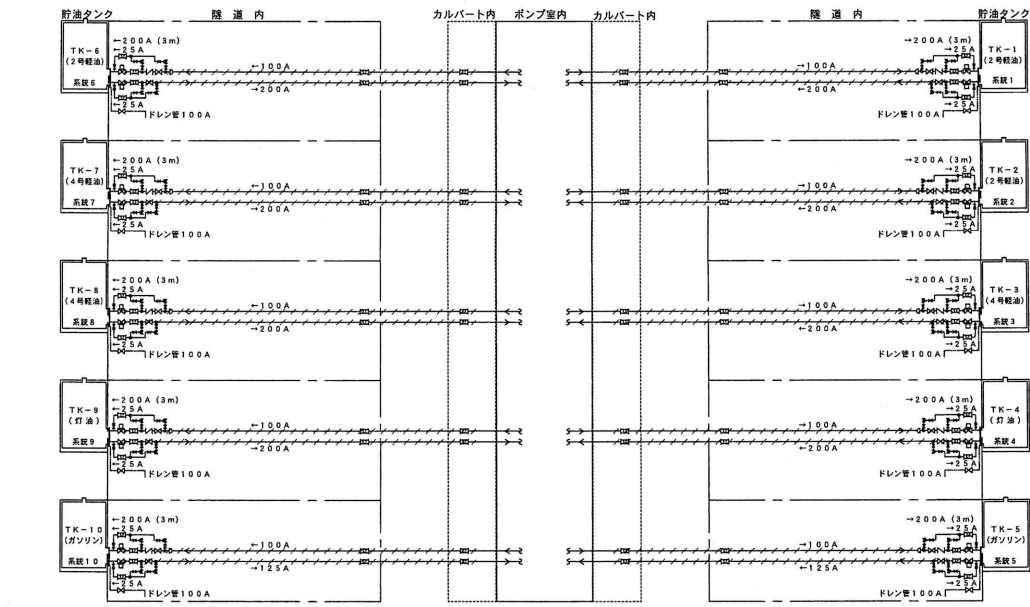
配置図 S = 1/5,000

件名	貯油タンク埋設配管等点検役務	図番	2 / 4
図面種別	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 早来燃料支処 総務科 営繕班		令和 4 年 9 月 6 日	

※ 系統1・6はカルバート内配管直上に点検マンホールなし  
(直近にカルバート出入口有り)

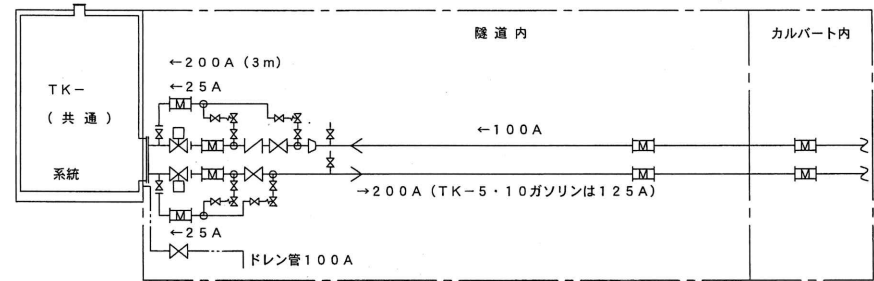


配管縦断図(共通)



※ 図中の斜線部 は点検範囲を表す。

配管系統図



隧道内配管拡大図(共通)

各系統別残油移送規模等について

区分	系統1		系統2		系統3		系統4		系統5	
	TK-1		TK-2		TK-3		TK-4		TK-5	
	軽油		軽油		軽油		灯油		ガソリン	
	受入側	払出側	受入側	払出側	受入側	払出側	受入側	払出側	受入側	払出側
配管径 (A)	100	200	100	200	100	200	100	200	100	125
配管長さ (m)	31.9	33.2	32.4	33.7	32.9	33.4	31.9	32.1	33.7	33.9
配管内残油量 (L)	359	1,042	364	1,058	368	1,047	360	1,007	375	473
ドレン管径 (A)	100		100		100		100		100	
A最大高低差 (m)	6.2		5.6		5.8		6.1		5.3	

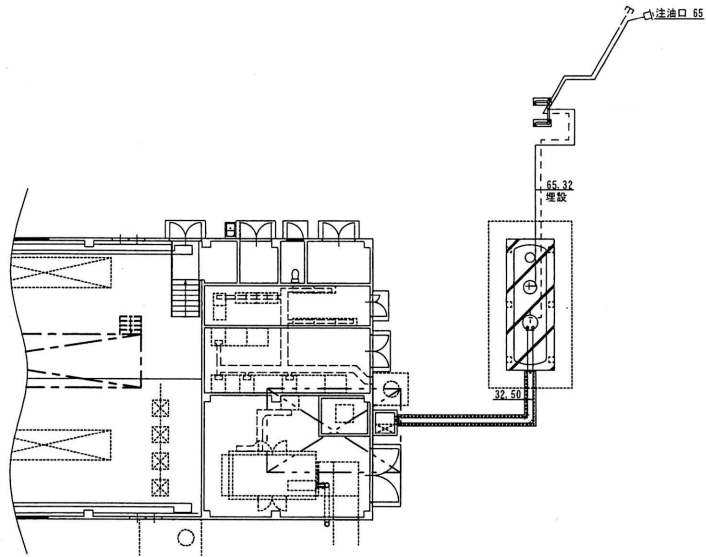
区分	系統6		系統7		系統8		系統9		系統10	
	TK-6		TK-7		TK-8		TK-9		TK-10	
	軽油		軽油		軽油		灯油		ガソリン	
	受入側	払出側	受入側	払出側	受入側	払出側	受入側	払出側	受入側	払出側
配管径 (A)	100	200	100	200	100	200	100	200	100	125
配管長さ (m)	32.9	34.6	33.3	35.2	34.1	35.8	33.3	34.2	34.0	34.8
配管内残油量 (L)	395	1,084	403	1,104	410	1,122	406	1,073	379	495
ドレン管径 (A)	100		100		100		100		100	
A最大高低差 (m)	7.0		6.38		6.06		5.70		5.00	

※ 上記、配管内残油量は予想量

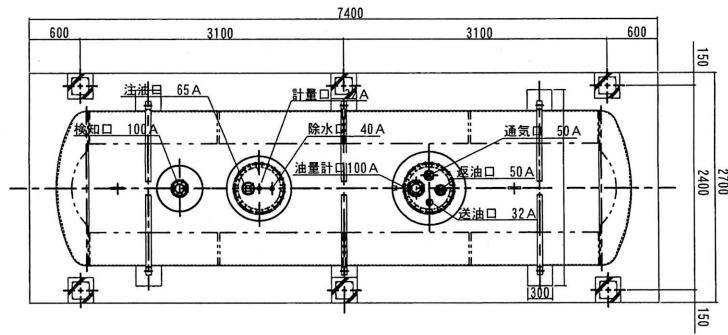
系統図凡例表

記号	名称
↓	燃料配管分岐又は合流を示す
◇	仕切弁 (GV)
□	電動弁 (MV) : 手動操作可能型
▽	逆止弁 (CV)
■	フレキシブルメタルホース (FMH) : 燃料仕様
⊕	安全弁 : 背圧非影響型
▷	レギュレーター

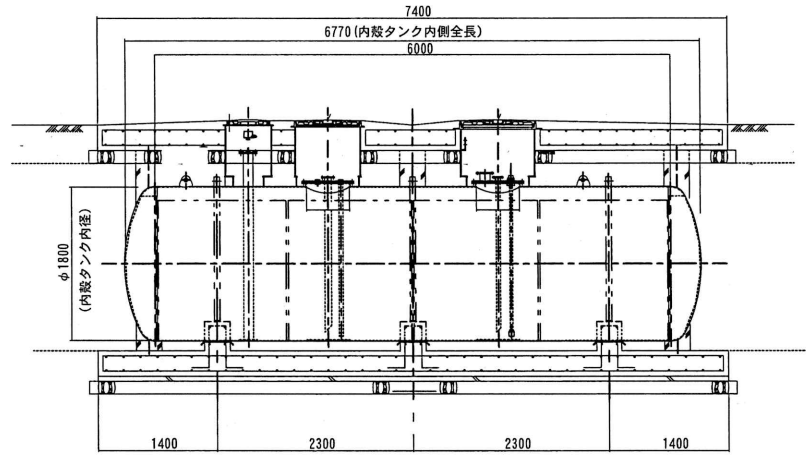
件名	貯油タンク埋設配管等点検役務	図番	3 / 4
図面種別	配管系統図・拡大図・縦断図	縮尺	
陸上自衛隊 早来燃料支処 総務科 営繕班			令和 4 年 9 月 6 日



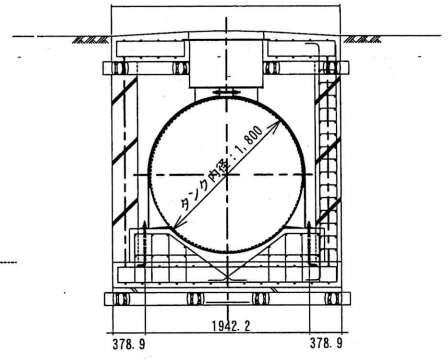
# 1 1 地下タンク配置図 S=1/300



平面図



地下タンク正面図 S=1/250



側面図

# 1 1 燃料地下タンク詳細表	
名称	T0-01 S F 二重殻タンク 15KL
適用法規	消防法 (地下タンク貯蔵所)
本体形状	φ 1800×6000L
本体材質	SS400 : 9.0mm
外殻材質	FRP:2.0 [mm] 以上
申請容量	15KL
燃料種類	軽油
配管長さ	送油管 : 32A×12.3m 65A×14m 返油管 : 50A×12.8m、通気管 : 32A×15.2m

件名	貯油タンク埋設配管等点検役務	図番	4 / 4
図面種別	タンク配置図・平面図・正面図・側面図	縮尺	図示
陸上自衛隊 早来燃料支処 総務科 営繕班		令和 4 年 9 月 6 日	